

入札の心得(宗像市)

- 1 次の各号に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 所定の日時までに所定の入札保証金若しくは保証金に代わる担保を納付しない、又は提供しない者のした入札
 - (3) 入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの
 - (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名及び押印のないもの
 - (5) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもの
 - (6) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
 - (7) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
 - (8) 金額を訂正した入札
 - (9) 設計図書をダウンロード、又は閲覧しないでした入札
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの
- 2 本工事に従事する労働者には、最低賃金法第4条及び労働基準法第24条を遵守すること。
- 3 委任状及び入札書の様式は本市指定の様式を使用すること。
- 4 代理人をもって参加する場合は、入札前に委任状を提出するとともに、入札書は代表者の住所、氏名及び代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑にて入札すること。
- 5 予定価格が130万円を超える建設工事については、予定価格を事前公表し、入札は1回だけ行う。その際、入札金額に対応した積算内訳書を提出しなければならない。
- 6 郵便入札の場合を除き、委任状及び入札書は封筒不要とする。
- 7 入札書の右上にある第 入札には、「第1入札」と記載すること。
- 8 建設工事については、最低制限価格を設定する。
- 9 予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者と定める。ただし、同一価格による入札があったときは、くじによって落札者を定める。
- 10 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 11 指名競争入札において、入札参加者が1者の場合は、当該入札の執行を取りやめる。
- 12 契約金額が300万円を超える工事請負契約を締結する場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を提供すること。契約締結の手続きは落札日の翌日から7日以内に行うこと。
- 13 特に指定する場合を除き、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札書には消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載すること(免税事業者は税額相当分を差し引いた金額を記載)。
- 14 前払金は3割(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条に規定する経費については、4割)以内で支払う。
- 15 予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約及び予定価格2千万円以上の動産の買入れは、条例により、議会の議決が必要となるので、議決日まで仮契約となる。

(次ページ有)

建設工事例

- 16 入札を辞退する場合は、入札執行前に入札辞退届を持参、又は郵送すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等に不利益な取り扱いを受けるものではない。
- 17 入札等に必要の様式は、宗像市公式ホームページに掲載する。
- 18 以上のほか、宗像市契約事務規則(平成 15 年宗像市規則第 35 号)並びに入札に関する法令を守らなければならない。